

長岡市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和元年5月8日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	北村敏雄
同	篠田弘成

1 監査の対象

総務部 市民窓口サービス課

商工部 産業立地課

消防本部 与板消防署（寺泊出張所を含む。）

教育委員会

教育部 科学博物館

2 監査の範囲

平成30年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成31年4月9日から4月19日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
市民窓口サービス課	適正に処理されてきました。
産業立地課	適正に処理されてきました。
与板消防署	適正に処理されてきました。
科学博物館	適正に処理されてきました。